

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則ほか 3 規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

松江市教育委員会 教育長 藤 原 亮 彦



松江市教育委員会規則第 1 号

松江市立学校等の教職員の服務規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 2 号

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 3 号

松江市小中一貫教育推進本部設置規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会規則第 4 号

松江市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

松江市教育委員会事務局組織規則（平成 17 年松江市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
(組織) 第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 社会教育係 放課後<u>こ</u>どもプラン係 青少年支援室～東出雲分室 略 (各課事務分掌) 第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 (1)～(13) 略 <u>(14)・(15)</u> 略 社会教育係 略 放課後<u>こ</u>どもプラン係 (1) 略 (2) 放課後<u>こ</u>ども教室に関すること 青少年支援室 略	(組織) 第 2 条 委員会事務局の組織は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 社会教育係 放課後<u>子</u>どもプラン係 青少年支援室～東出雲分室 略 (各課事務分掌) 第 4 条 課(発達・教育相談支援センターを含む。以下同じ。)、室及び係の事務分掌は、次のとおりとする。 教育総務課～学校給食課 略 生涯学習課 企画調整係 (1)～(13) 略 <u>(14) 宍道ふれあい交流館に関すること。</u> <u>(15)・(16)</u> 略 社会教育係 略 放課後<u>子</u>どもプラン係 (1) 略 (2) 放課後<u>子</u>ども教室に関すること 青少年支援室 略

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。